

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和4年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和4年4月28日（木曜日） 午後2時から	綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町役場西館2階会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和4年4月19日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、丸亀市都市整備部都市計画課、坂出市建設経済部都市整備課、宇多津町地域整備課及び綾川町建設課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道の変更案の概要

中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道「4 その他の施設」を次のように変更する。

4 その他の施設

名 称	位 置	備 考
大束川浄化センター	宇多津町字吉田	面 積 約119,000㎡ 処理水量 約37,780㎥/日

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課、丸亀市都市整備部都市計画課、坂出市建設経済部都市整備課、宇多津町地域整備課及び綾川町建設課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。